

様式2（第3の6関係）

会 議 の 概 要

1 会議名 (審議会名)	宝塚市社会福祉審議会 小委員会(令和7年度第1回)
2 開催日時	令和7年(2025年)11月21日(金) 17時00分～19時00分
3 開催場所	宝塚市役所 3階 3B・3C会議室
4 出席委員 (敬称略)	<参加者> 松岡克尚、志方龍、伊藤恵美子、今北さゆり、梅田幸子、加藤めぐみ、 大谷喜久、木本大輔、塩見淳
5 公開不可・一部 不可の場合の理由	
6 傍聴者数	0人
7 公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可
8 議題及び結果の 概要	<p>(1)開会</p> <p>(2)議事</p> <p>①ヒアリング結果の共有について</p> <p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小委員会の開催の目的 ・資料に関する説明 <p>【会長】</p> <p>本小委員会の役割は、令和9年度から開始する新計画の素案作成である。そのため各種データを収集・検討し、まず事業者へのヒアリング調査を実施した。調査結果の詳細は12月に報告予定であり、この流れで進めることを了承いただきたい。なお、資料2の主な回答について、質問等があればこの場で承る。</p> <p>【会長】</p> <p>特に意見がなければ、最後に時間があるときに改めて確認する。事業者からの意見は事実として尊重し、アンケートや計画に反映する。12月の事務局からの説明を踏まえた上でご判断いただきたい。</p> <p>②アンケート調査の送付対象者について</p> <p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料に関する説明

【会長】

計画策定にあたり、サービス提供事業者の意見を参考にしつつ、アンケート調査を通じてサービス利用者の意向を把握する。また一般市民にも協力を依頼し、障害者施策に対する考え方や障害に関する認識について情報を得る。

調査は一般市民向け 1,000 件、障害者向け 3,000 件を予定している。前回調査では人口比による割り当てでは身体障害者の回答が多く、意見の偏りが懸念されたため、障害種別ごとに均等割り当てを行った。その結果、前々回調査との比較は困難となったが、当時はそれを容認して実施した。

今回は前回との比較を重視し、サンプリング方法をできる限り同一にして増減や変化を確認する方針である。以上を踏まえ、意見や指摘があれば伺いたい。

【委員】

前回資料では療育に関し、受給者証所持者 1,539 名、手帳のみ 797 名と記載され、回答者数に大きな差があった。しかし今回の表では両者の差が約 100 名程度にとどまっている。今回のアンケートではどのように扱われるかを確認したい。

【会長】

知的障害者について、手帳のみ所持者と、受給証明書所持者の人数のバランスが身体障害者や精神障害者とは異なっているということか。

【委員】

人数には倍ほどの差がある。しかしアンケート対象者はほぼ同数となっている。この割合になった理由を知りたい。

【事務局】

配分を「受給者証所持者 1,000 人、手帳のみ 2,000 人」とした結果、療育手帳所持者のうち受給者証所持者を多くすると合計が1,000人に収まらないため、このような形となっている。もしこの配分にこだわらないのであれば、療育手帳所持者の中で受給者証所持者と手帳のみの方の割合を実際の比率に近づける形で調整することも可能である。

【委員】

今回ここで変更すると前回調査との比較が困難になる可能性がある。そのため、前回との比較を優先するか、実際の比率に近づけるか、いずれの方法を取るかという判断になる。

【会長】

これは前回調査の結果であり、障害種別を均等に割り当てたことによる割合と認

識している。これは宝塚市における障害者全体の比率を反映している、という理解で合っているか。

【事務局】

手帳ごとの人数は均等に割り当てているため、実際の比率とは一致していない。ただし身体障害者や精神障害者については、受給者証所持者と手帳のみの方の割合がほぼ実数に近い形となっている。一方療育手帳については指摘にあった通り、数合わせのため手帳のみ所持の方がやや多く、受給者証所持者が少なくなる抽出となっている。

【会長】

身体障害者と精神障害者についてはランダムに割り振っているため、実際の割合と大きな差はないという理解で合っているか。一方、療育手帳については数合わせのため意図的に調整されたものである、ということか。

【事務局】

サービス受給者証所持者 1,000 人、手帳のみ所持者 2,000 人という配分を基本としているため、身体・療育・精神の各区分で比率を考慮しつつ抽出している。その結果、全体で受給者証所持者が 1,000 人に収まるよう調整したため、療育手帳の部分だけが実際の比率より少し変わっている。

実数に近い比率に合わせる場合は、療育手帳の受給者証所持者を増やし、手帳のみ所持者を減らす必要があり、その場合は受給者証所持者の合計が 1,000 人を超え、手帳のみ所持者の合計が 2,000 人よりやや少なくなる。

【委員】

1,000人・2,000人という全体の人数配分に合わせるために調整が行われた結果と理解した。

【会長】

今回も同様の調整が必要か。

【事務局】

一旦の案としては前回と同様の調整を行った人数案を提示している。ただし、より実数に近い比率を反映させるため、療育手帳について受給者証所持者を多めに設定することも可能である。その場合、合計の「1,000 人・2,000 人」という配分は変更となるが、これも選択肢の一つである。どちらの方法が望ましいかについて意見を求める。

【会長】

サービス利用者の割合を増やすのは、実際に利用している方の意見をより反映させるためという認識で合っているか。比較を行うのであれば、前回と同様の調整を行う必要があるのではないか。

【事務局】

前回との比較を重視するのであれば、現在提示している案で進めた方が良いと考えている。

【会長】

令和5年度の数字と同様に今回も実施するという提案で良いか。

【委員】

参考までに身体障害・知的障害・精神障害の3障害について、この2年間で増加状況や比率に変化はあったのか。特定の障害種別だけが増えたのか、それとも全体として比率は大きく変わらず同じ傾向なのかを聞きたい。

【事務局】

身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳はいずれも極端な増加はなく、件数は少しずつ増加している状況である。したがって割合についてもわずかな変化が生じている可能性がある。

【会長】

他に意見や質問がなければ、基本的には前回調査と同じスタイルで実施し、比較を行う方向で決定する。併せて、複数の手帳を所持する方が二重に計上されないよう、事務局にて配慮するようにお願いしたい。

③アンケート調査案について

【事務局】

・資料に関する説明

【会長】

時間の許す限り、アンケート内容について意見をいただきたいと考えている。まず回答方法については、ウェブでの回答を可能とする形を提案しており、この点に問題がないか意見を聞きたい。

【委員】

インターネットから回答できることに対しては賛成である。しかし具体的にどのような形で実施するのかを確認したい。例えば設問の文章を画像で掲載すると視覚障害のある方が音声認識に変換できず利用困難となる。テキスト形式で提供されるのか、ホームページのアクセシビリティについて伺いたい。

【事務局】

基本的にはテキストデータでの対応になる。詳細は次回説明する予定である。

【会長】

時代に合わせてウェブ回答を導入することは自然な流れであるが、配慮が必要な方への対応が重要である。視覚障害の方についてはテキストデータで配布し、読み上げ機能により対応する形とする。また、ウェブと紙の両方で回答が提出される可能性があるため、重複防止の手立てについて事務局で検討する必要がある。ウェブ回答については以上の内容で問題ないか。

【会長】

前回調査では大人用・子ども用を一つの調査票にまとめ、年齢に応じて設問を飛ばす複雑な構成となっていた。今回は調査票を分ける形を提案しているが、その場合は前回調査との単純な比較が難しくなる可能性がある。ただし回答のしやすさを重視し、回答者の負担を軽減する観点から分けることを事務局として提案している。この点について意見を求めたい。

【委員】

大人と子どもを分けることで関係のない設問が減り、回答のしやすさが改善されるのは良いと思う。一方で、回答者が本人か保護者か支援者かによって内容が変わる可能性があるため、回答者をどのように定めているのかを確認したい。

【会長】

障害児の方のことを念頭に置いて、ということか。

【委員】

大人でも障害により回答困難な場合がある。家族の代筆はニュアンスが変化する恐れがある。自分の場合、ウェブ回答は可能である一方、紙への記入は難しい。回答者について慎重な検討が必要である。

【会長】

発言をまとめると、大人と子どもを分けること自体は問題ない。ただし、回答者が

本人か保護者か支援者かによって内容が影響を受ける可能性があるということになる。その点について事務局から説明をお願いしたい。

【事務局】

障害者用及び障害児用のアンケートについては、1ページ目裏に「このアンケートにお答えいただくのはどなたですか」という問1を設け、回答者を明示的に把握できるようにした。前回は基礎部分にチェック欄を置いたが無回答が多かったため修正した。これにより回答者属性の把握が可能となり、今後は属性に着目した分析を行い、数の出し方を工夫して提示できればと考えている。

【会長】

回答者については冒頭で統一して確認する方式とし、前回からの変更はない。本人が直接記入できない場合には、支援者が本人の口頭回答を代筆する形を想定している。

代筆をしてもらう場合、誰に依頼するか。

【委員】

本人が回答することが望ましいが、代筆の場合は信頼性に課題がある。特に知的障害者については、本人の意思に基づかず勝手に記入される恐れがあり、適切性に問題が生じる可能性がある。

【事務局】

本人の意見を聞いた上での代筆と、家族や支援者の意向を含めた記入とでは性質が異なる可能性がある。そのため「本人の意見を聞いた上での代筆」であることを示す文言を追加すれば代筆回答の扱いに関する課題を一定程度解消できるのではと考えている。

【会長】

各資料の冒頭「ご記入にあたってのお願い」において、本人が直接回答できない場合には家族または支援者が本人の意向を尊重して記入する旨を明記している。したがって、この方針に沿って記入いただくことを大前提とする。しかしそれで良いのかという疑問は残る。

【委員】

本人が回答する権利の保障は重要であり、家族や介助者が支援者として該当する場合には回答しにくさが生じる可能性がある。現状では新しい方法の導入は困難であるが、将来的な検討課題として、本人が直接回答できない場合でも権利を守るために、関係性が強すぎない中立的立場の関係者が丁寧に聞き取りを行い代筆す

る仕組みの必要性を提案する。

【会長】

この問題は多様なケースが存在するため一律の想定でアンケートを作成することは困難である。本人以外が回答する場合には極力本人の意向を尊重して記入するよう依頼し、その前提でデータを扱う必要がある。問1においても「本人の意向を必ず確認してください」と強調して記載することが有効である。家族がどこまで本人の意向を代弁できるかは課題であり、重度訪問介護利用者の場合には介護者がパーソナルアシスタント的に本人の意向を尊重できる可能性があるが、全員が利用しているわけではない。現時点ではこれを前提にアンケートを設計することは難しく、本人の意向を繰り返し確認したうえで回答していただくよう依頼する形が妥当である。

大人と子どもを分けることについて、障害児アンケートでは就労・成年後見制度・将来の暮らし等の項目を削除し、障害者アンケートでは学校関連の設問を削除する提案がある。これにより回答負担が軽減されるメリットがある一方、専門学校や大学在学者のデータが得られなくなるというデメリットがある。

【委員】

大人と子どもを分けることは回答負担の軽減につながる。前回の回収率がどの程度であったかを確認したい。低かった場合、今回の分離が負担軽減策として含まれているのか。

【事務局】

前回の回収率は、大人と子ども別ではないが、当事者(手帳所持者・サービス受給者)に3,000件配布し、1,284件回収で42.8%となり、半数には届かなかった状況である。

【委員】

回収率が低かった原因は分析されているのか。

【事務局】

前々回の令和2年度は3,000件中1,589件で約50%の回収率であったが、令和5年度は1,284件で42.8%に減少した。業者からは40%でも多いとの印象が示されたが、今後は回答率向上の工夫が必要である。減少要因は十分に把握できていないため、今回は質問数削減、大人と子どもの分離、ウェブ回答導入による効果に注目していく方針である。

【委員】

新しい取り組みを実施することは良いことだと思う。

【事務局】

回収率は理想的には100%が望ましいが、現実には半数程度にとどまり原因分析は困難である。記入の負担や面倒さも一因と考えられるため、アンケート冒頭に「あなたの回答によって宝塚市の福祉サービスが向上します」といった説明を加えることが有効ではないかと考えられる。鏡文のみでは硬い印象を与えるため、子ども向けには質問数削減に加え、行政の改善につながることをイラスト等で示し、回答意欲を高める工夫が必要である。

【会長】

大人用と子ども用を分けることによる項目削減やウェブ回答導入は回収率向上の工夫として有効と考えられる。また挨拶文に「あなたのこのアンケート結果が宝塚市の障害福祉サービスの充実につながりますので、ぜひご協力をお願いします」と加えることも効果的と考えられる。

なお回収率40%は一般的な調査と比較して高水準であり、2割程度でも良いとされる調査に比べても高い値である。

【委員】

大人用と子ども用に分けることで回答項目が減るという点について、具体的に何項目程度減るのか。

【事務局】

資料4別紙の調査項目整理表において、大人用は削除4問程度に対し社協さんからの追加3問があり、全体として前回と大きな差はない。一方、子ども用は介護認定や就労関係の設問が多く削除され、約20問減少する。これにより保護者が回答する場合でも負担は20問程度軽減される見込みである。

【委員】

大人用の削除対象が4問程度である場合、削除する必要はないのではないかと考えた。

アンケートは「どのような情報を得たいのか」という目的に基づいて設計されるべきであり、比較的少ない事例を不要と判断されるなら削除してよいが、重要であるなら残すべきである。今回の削除提案では、必ずしも必要ではないと判断されたのか。

【事務局】

本日の審議会に提示した案は十分に吟味されていない部分がある。大人から削除対象となっている学校関係の質問は、資料7障害児用9ページ「通園通学の状況」に関する問14～問17である。これを大人から削除する案を提示したが、手帳のみの所持者の中には大学等に進学している事例もあり、学校生活に関する課題を把握できなくなる懸念がある。今回の案はその事例を不要と判断したものではなく暫定的に提示したものである。大人の削除項目は4問程度で負担軽減効果は小さいため、大人については通学関連の質問を残し、児童のみ大幅削減で負担軽減を図る案も考えられる。

【会長】

大人用アンケートでは小・中学校関連の設問は省いてもよいが、専門学校・大学・短期大学に在学する障害者に関する設問は残すべきという意見が挙がった。大学等に通う障害のある学生については行政との連携が不可欠であり、宝塚市にどの程度在学者が存在し、どのような課題を抱えているかを把握できるデータは有用であると考えられる。

また大学における「重度訪問介護利用者の大学就学支援事業」は地域生活支援事業に位置づけられ、自治体が任意で実施するものである。訪問介護者が大学まで同行しガイドヘルパーを利用できる仕組みがあり、宝塚市におけるニーズの把握も重要である。この点は事務局に一任させてもらえたらと考えている。

子ども用アンケートでは、介護認定や就業形態に関する設問は不要と考えられるが、将来の就労に関する設問については検討が必要である。高校生になると「将来働きたいかどうか」という希望が関係してくるため、年齢によっては残すことが妥当と考えられる。障害のある子どもを持つ保護者にとって将来の就労は大きな関心事であり、心配の対象でもあるため、設問設計において考慮すべき課題である。

就労関連の設問をそのまま残すのは難しいが、「将来どう考えているか」「働きたいと思っているか」といったシンプルな設問に整理して残すことはできるのではないかといい意見があれば参考にしたい。

【委員】

学齢期の知的障害者については、本人ではなく保護者が回答するケースが多く、その際に将来の方向性、例えば一般就労を目指すのか、A型・B型事業所や生活介護を選択するのかなどを把握することが重要である。現状として、手帳を持たずに放課後等デイサービスなどを利用しながら支援級に通い高校進学を目指す事例が多く見られる。こうした状況を踏まえ、学齢期の子どもたちがどの進路を志向しているのか、軽度のケースが多いのか、生活介護を選択するケースが多いのか、保護者の意向を把握することは、今後の支援充実に資する有用な情報となると考えられる。

【会長】

対象となる障害児の年齢はランダムであり一律に想定することは難しいため、「18歳以降どう考えているか」といった将来の選択肢について現時点での意向を尋ねる方法も検討課題とする。その点については私と事務局に一任してもらい、次回12月審議会で改めて提案する。

次に複数選択について、従来「主なものを3つまで」としていたが、今後は該当するものすべてに丸を付ける方式に変更しても大きな影響はないと判断し、当てはまるものをすべて選択できる形に改める。

【会長】

次に社協さんからの提案は「居場所」に関する設問を大人用・子ども用双方に設け、居場所の必要性、利用者の属性、居場所に求められる役割や機能を把握できるようにするという内容である。詳細については社協さんから説明をお願いします。

【社協】

市民活動として居場所づくりが進められている一方で、参加者が集まりにくい現状と、当事者からの「居場所が欲しい」という要望との間にミスマッチが生じている。これまで十分な調査が行われていなかったため、障害福祉課に相談のうえアンケートに居場所関連項目を追加した。設問は頻度や時間帯など多様な観点があるが、回答率低下を避けるため3点に絞って設定しており、この点について意見を求めたい。

【委員】

「福祉サービスと家族以外の居場所・活動場所」という表現は子どもに分かりにくく、保護者も意図を説明しづらいと感じたため、質問の意図を分かりやすく伝える工夫が必要と感じる。

また福祉サービスと居場所が混在しており、回答者がどちらを問われているか不明確となる懸念があるため、改善したほうが良いと考えられる。

さらに「居場所」の定義も曖昧であり、回答者の解釈に委ねるか定義を示すか判断が必要である。

【会長】

居場所の定義は難しく、説明を加えることで回答を誘導または幅を狭める可能性があるため、回答者の解釈に委ねた方が良いと考える。ただし子ども向けについては工夫が求められる。特に学校も居場所に含まれるため、「福祉サービスと家族以外」という表現の中に「学校」も入れておくのが望ましい。

また大人用の問37では居場所の「必要性」と「機能」を同時に問う形となっている

が、機能は問39で別途設問があるため整理が必要であると考えられる。問37は「居場所が必要かどうか」のみに絞り、必要と答えた者に対して役割や機能を問う形式とすることで、より簡潔かつ分かりやすい設計となるのではないかと。

【委員】

質問の焦点は「サービス」ではなく「場所の必要性」にあるため、「福祉サービス」という語が前面に出ると回答者が誤解し、構えてしまう可能性がある。むしろ「今までにない新しい形の場が必要ですか」といった表現に改めることで、意図がより明確に伝わりやすくなると考えられる。

【会長】

「居場所」の定義が気になる。私の場合自分が居場所だと思える場こそが居場所であり、その場の役割や機能は必ずしも重要ではないと考えている。

【委員】

居場所は概念的なものであり、本人が「ここは自分の居場所だ」と感じる場が居場所となると解釈している。アンケートでは福祉サービスや家族以外でそうした場がどこにあるかを問う意図があると考えられる。学校は除外対象とし、除外すべき場所を段階的に加えることで設問の目的が明確になる。普段通う場所以外に日中や余暇を過ごせる場が必要とされ、相談機能も求められている。アンケートは必要性が高く、質問の仕方を工夫することで意図がより伝わりやすくなるのではないかと。

【会長】

質問設置の必要性は認められ、今後は聞き方や表現を工夫し改善を進める方針で進めていく。事務局提案以外の点についても、近年の法律や制度の変化による設問における必要性の有無など各立場から意見を求める。

例として、質問項目の精査が必要であるが9月23日の「手話の日」やリレーサービスが挙げられる。さらに、他市では「AI との付き合い方」を問う提案もあり、障害者が AI とコミュニケーションを取ることで孤立が深まるか、あるいは解消されるかは不明だが、生活充実につながる可能性がある。時代の変化に応じた新しい視点をアンケートに反映させることが重要であり、提案を求める。

【委員】

問11の年齢区分については、現在「70歳以上」を一括りにしているが、介護者の高齢化が進み「8050問題」「9060問題」といった社会課題が顕在化している状況を踏まえると、現状に適合していない。70歳以上も他の区分と同様に細分化することで、介護者の実態をより正確に把握できると考えられる。

【会長】

介護・介助を担う方の年齢区分において「70歳以上」を一括りにするのではなく、より細かく区切るのはいかがでしょうかという意見が挙がった。そうすることにより前回調査で「70歳以上」とされていたデータも、区分を細分化することで詳細な分析が可能となる。

【事務局】

通常の業務でも、同居している家族の高齢化を実感している。区分を細かくする方針で検討を行う。

【委員】

75歳で後期高齢者に該当するため、年齢区分を「70歳～75歳」と「76歳以上」に分けるのはどうか。

【委員】

介護者の年齢区分については、70歳から75歳を一つの区分とすることは妥当であるが、その後の分け方についてはまだ考えがまとまっていない。特に80代や90代の介護者が一定数存在しているため、これらの高齢層を把握できるように区分を細分化することが重要であると考えている。介護者の高齢化について把握したいという意図で提案を行った。

【会長】

75歳という区切りは制度上の根拠があり、検討の余地があるとの認識が示された。他に異論がなければ事務局にて検討を進める方針とし、高齢者の実情については事務局が把握しているため、12月の会議までに整理・検討を行う。

【委員】

先ほど挙がっていた AI についての設問を追加してほしい。利便性がある一方現状では使える人が優先され、障害者にとって使いやすい仕組みが十分に整っていない。「使える人はどうぞ使ってください」という状態ではなく、障害者にも利用しやすい制度が必要であると考えている。過渡期であるため具体的な選択肢設定は難しいが、「AI について生活の中で不安や心配があれば書いてください」と自由記述で尋ねることで、率直な意見を収集できると考えられている。

【会長】

AI について、学生が AI を用いてレポートを作成し、そのまま提出する事例が増加している。また福祉サービスに関しても、いずれ「AI に相談できるので、窓口は不要である」という意見も出てくる可能性がある。しかし一方で、アメリカでは AI が自

殺を促したことで裁判となった事例や恋愛や結婚に至る事例もあり、AI によって人間関係の在り方が変化している。障害者や家族の生活への影響を調査することは有意義であるが、自由回答形式では回答率低下の懸念がある。そこで提案者である委員に選択肢を考えてもらうことは可能か。

【委員】

検討してみる。

【会長】

いただいた案を基に、12月に再検討する。

【委員】

盲ろうの方は視覚・聴覚の両方に制約があり、通常のアンケート回答が困難となる可能性があるが、回答方法への配慮は何か考えられているか。

【会長】

盲ろうの方はアンケート回答が困難であるため、支援者による代筆や代読などの支援を前提とせざるを得ない部分がある。

【事務局】

無作為抽出を実施した上で、例えば点字が必要な方には障害福祉課発行の書類であることが識別できる点字を付して送付する方針である。また送付後に内容の説明を別途実施する。盲ろうを含む多様な障害への配慮の要否について慎重に検討し、抽出結果を確認の上で送付方法を調整する。

【委員】

盲ろうの方については、通訳者や支援者を介した遠隔での回答を認めるという認識で良いか。

【事務局】

窓口で言葉による回答をされた方への支援を含め、障害福祉課で対応可能な範囲については適切に実施する方針である。

【委員】

医療的ケア児について、人数は少ないが痰の吸引や24時間体制の支援が必要な場合があり、夜間も保護者が対応せざるを得ない状況がある。学校看護師など体制は整っているのか。

【事務局】

医療的ケア児支援法が令和3年度から施行され、学校における医療的ケア児への支援は義務として位置づけられている。

【委員】

医療的ケア児は居場所を見つけることが難しく、保護者や兄弟に負担が生じ家庭状況にも影響が及んでいる。少数派の子どもにとっての居場所を改めて検討する必要がある。

また宝塚市内で医療的ケア児を受け入れる病院は存在するが、受診の容易さや保護者の付き添いの要否など現状の体制についての検討も必要である。少数派の当事者がどのように考えているか把握することも重要であると考えられる。

【事務局】

設問6-2において主たる障碍が医療的ケアを必要とする方の選択肢を設け、サービスの必要性、居場所の問題、介護者の負担等の意見を集約できるようにしている。人数は少数であるが、集計により傾向を確認できるようにしている。結果公表の際に周知できればと考えている。

【委員】

医療的ケア児は急変時に保護者が痰の吸引を行いながら病院へ搬送しなければならず、運転者の確保も必要となるなど状況は従来と大きく変わっていない。尼崎市では対応が進んでいる例がある一方、宝塚市内の体制は不明な部分があり、尼崎では退院後に市民病院へ入院したものの対応方法が分からず点滴のみで済まされた事例も報告されている。宝塚市民病院についても今後の変化に合わせ、医療的ケア児への対応を改めて検討してもらえたらと思う。

【会長】

医療的ケア児への支援体制整備は大きな課題であり、必要なデータ収集に際しても医療的ケアが必要な方も念頭に置いている。ただし設問の選択肢によってニーズを十分に把握できるかは精査が必要である。

【委員】

医療的ケアが必要な子どもの保護者や関係者が回答する場合、その回答は医療的ケアが必要な人によるものかを判別できるのか。匿名であっても設問から識別できるのか事務局から説明をお願いしたい。

【事務局】

資料編では各設問の結果のみを公表する。そのため医療的ケアが必要と回答さ

れた割合は把握可能であるが、具体的な回答の内容までは資料編からは分からない。全体データからの絞り込みにより障碍福祉課として傾向把握は可能であるが、その提示は委員会の場に限られる。

【会長】

定刻が近づいているため、アンケート結果に加え、冒頭で説明したヒアリング調査の結果についても、現時点で確認したい点があれば意見をいただきたい。

【委員】

ホームページからの回答について、過去に入力時間が長くなり内容が消失した経験があるため、途中保存や保留が可能な仕組みの有無を確認したい。

【事務局】

可能であるため、そのように対応する。

【会長】

ウェブ調査においてそのような工夫を取り入れてもらえたらと思う。

【委員】

設問44「宝塚市手話言語条例について知っていますか」において、「名前も内容も知っている」、「名前は聞いたことがあるが内容までは知らない」と選択した回答者に対し、「どこで、どのようにして知ったか」を問う設問を追加することを提案する。将来的な参考資料としたい。

【会長】

知った経緯を訪ねる設問の追加の提案があった。必要であれば「手話の日を知っていますか」という設問を加えるのはどうか。

【委員】

できれば入れてもらえたらと思う。

【委員】

問10の介護認定を「40歳以上」としている点については、ダウン症の方では35歳頃から介護が必要となる事例もあり、40歳以上という区切りの適正性を検討する必要があると考える。ただし年齢を過度に下げるとは不自然となる可能性がある。

【事務局】

介護保険制度は制度上40歳からと定められており、35歳頃から介護が必要となる場合があっても制度の枠組みとは異なる扱いとなると考えられる。

【会長】

疾患によっては若いころから介護を必要とされるケースもある。

【委員】

設問31「差別解消に関する条例」についても、手話言語条例と同様に「どこで知ったのか」を尋ねる設問を追加することを提案する。作成に関わった経緯があるため、参考にしたいと考えている。

【会長】

差別解消条例についても設問を加えた方が良いと考える。

時間が迫っているため、本日出ななかった意見については帰宅後に全体を確認し、気づいた点があれば事務局へ知らせるようお願いしたい。その手続きについては事務局から改めて確認してもらえたらと思う。

(3)閉会

【事務局】

・次回小委員会の予定について